

「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」の 取組状況等について(令和3年度)【概要】

■報告書の内容

- ①令和3年度の相談対応の状況
- ②条例に基づく啓発等の取組状況

■目的

事例を分析・公表することで、どのような行為が差別にあたるのか、合理的配慮としてどのような対応が必要かを周知することで、差別に“気づき”“行動する”きっかけにさせていただく。

1. 相談対応について

(1) 条例における相談対象

- ①障害を理由とする差別
- ②合理的配慮に関すること
- ③その他(不適切な行為、環境の整備等)

(2) 相談体制と助言・あっせん等の仕組み

「地域アドボケーター」「障害者差別解消相談員」「共生社会づくり委員会」を設置し、調整・助言、あっせん等を行う

(3) 障害者差別解消相談員

専門性をもって中立の立場で相談に応じ、必要な助言、調査、調整などを行う相談員を2名配置

(4) 地域アドボケーター(地域相談支援員)

自身で相談することが難しい障害者に寄り添い、相談内容を代弁するなどにより相談員につなぐ(26名)

2. 相談実績

(1) 令和3年度の実績

○令和3年度に障害者差別解消相談員が受け付けた新規事案件数は**85件**(R3.4.1~R4.3.31)

(①障害を理由とする差別 4件、②合理的配慮の不提供 3件、③その他 78件)

○令和2年度88件、令和元年度85件とほぼ横ばい

(2) 相談内容の種類

●分野別・相談の種類別

分野	①差別	②その他							合計
		合理的配慮の不提供	③不適切な行為	④不快・不満	⑤環境の整備	⑥意見・要望等	⑦問合せ	⑧その他	
ア 教育		1						3	4
イ 労働	1		1	3		2	5		12
ウ 商品・サービス	1	1		4		2	1		9
エ 福祉				3		1	2		6
オ 障害福祉				6	1	8	5	1	21
カ 医療			2			5	2		9
キ 建物・交通		1		1		2	1		4
ク 不動産	1			1				1	3
ケ 地域				2	1				3
コ 情報							1		1
サ 意思		1							1
シ その他	1			2		3	6		12
合計	4	3	3	22	2	23	26	2	85

●障害者等の障害種別

- ・精神障害 29件
- ・肢体不自由 25件
- ・知的障害 17件
- ・発達障害 9件
- ・聴覚障害 4件

(3) 相談事例

【商品・サービス分野】 差別的取扱

○県内観光地で、聴覚障害者が聴導犬を同伴して昼食をとろうとしたところ複数店舗から入店拒否を受けた。聴導犬の説明をしたが、理解してもらえなかった。

→県としても、関係団体を通して事業者へ啓発を行うなど入店拒否の解消に向けて取組を行っているものの、補助犬の入店拒否事案は続いている。今回も身体障害者補助犬を同伴した障害者の入店等については、身体障害者補助犬法において拒んではならないと規定されていることの周知依頼を行った。引き続き、再発防止のため啓発活動を実施していく。

【商品、サービス】

○皮膚疾患を理由でマスクができないことを理由にホテルで宿泊拒否をされた

→ホテル事業者へ事実の確認を行ったところ、当該ホテルではマスク未着用による宿泊拒否は行っていないが、当日は当事者の希望する部屋タイプが満室であったため宿泊してもらえなかったとの回答があった。今後は、誤解を生じないための丁寧な説明を求めた。

また、障害や特性がありマスクを着用できない方がおられることを理解いただくため、マスクをつけられないことを表すためのバッジやカードを作成し希望される方に配布した。

(4) 相談活動まとめ等

① 基本姿勢

相談員は、相談者の思いを受け止め、それぞれの相談の内容に応じた調整活動や適切な情報提供・助言を、状況に応じて丁寧に行うことを基本姿勢として相談に対応

② 相談対応能力向上に向けた取組

様々な相談に適切に対応するため高い専門性が求められる中、研修や相談活動の振り返りを定期的実施
厚生労働省が実施する研修等にも積極的に参加

③ 事業者への具体的提案等

条例や障害者差別解消法の趣旨等を周知するだけでなく、事業者に対して相談者が直面しているバリアを取り除くための具体的な対応の提案等を実施

④ 関係機関等との調整

相談者の抱える問題の所在を明確にし、必要に応じて関係機関と情報共有・連携して問題の解決のための調整を行い、場合によっては適切な窓口への丁寧な引継ぎを実施

3. その他の活動状況

(1) 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会

条例第15条に基づき、関係団体等との情報共有や共生社会の実現に向けた取組を県全体で推進するために開催。障害者差別解消法第17条に規定する「障害者差別解消支援地域協議会」の機能を兼ねる。

(2) 地域アドボケーター、市町担当者情報交換会

障害者差別の多くは地域や日常生活において生じるものであり、市町や関係機関とも情報を共有し、共に解決していくため、福祉圏域ごとの情報交換会を実施（県担当課、各圏域の健康福祉事務所職員、市町担当職員、アドボケーターが参加）

(3) 普及・啓発活動

① 条例フォーラムの実施 コロナ感染症拡大により配信により実施

「障害者差別解消法の改正と合理的配慮の浸透について～共生社会をめざして～」

講師：（特非）日本相談支援専門員協会 顧問 玉木幸則氏

② 出前講座等 障害当事者や専門家を講師派遣 44回（延べ4,404人参加）コロナ禍で研修の機会は減少したが、オンラインを利用するなどして実施

県職員に対しても庁内掲示板の利用や部門研修等により繰り返し障害理解の啓発を実施

③ 合理的配慮の助成事業

・事業者や団体等が合理的配慮を提供する際にかかる費用を助成

・令和2年度から助成率を見直す（2/2⇒1/2）とともに、バリアフリー化工事等を対象に

④ 条例と合理的配慮を周知するための30秒CMを作成 びわ湖放送で放映、ホームページに掲載

⑤ 小学生向け障害理解のための教育資材（パワーポイント）を作成し、年度当初に各市町教育委員会を通じて小学校に送付

4. 課題に対する今後の取組

(1) 事業者・県民への普及・啓発等について

・周知・啓発に取り組んでいるものの、条例の理念や相談窓口の幅広い層への周知は道半ばと認識

・合理的配慮の提供が法的にも義務となることから、好事例の発信や、従業員向けの研修等が必要

⇒参加しやすい内容のフォーラムの開催、出前講座の継続実施、CMIによる啓発等の実施、令和4年度に作成する福祉教材の利用、合理的配慮を積極的に提供することを示すステッカー配布等により、幅広い層への共生社会の理念の浸透を図っていく。

(2) 関係機関等とのネットワーク構築・連携強化について

・引き続き、地域アドボケーターの周知が必要

・障害者差別の解消は、障害のある方の生活改善という側面があるため、市町との連携強化が必要

⇒圏域ごとの情報交換会の継続実施や、地域アドボケーター研修に市町担当者も加えた内容となるよう検討
県に寄せられる相談事例を市町や関係機関と共有するなど、様々な機会を通じてさらに連携を深めていく。

■最後に

「差別」は人の生活を脅かし、尊厳や人権を傷つける、決して許されない行為。一方で、障害に対する理解不足などから、無意識のうちに差別的な対応をしてしまうケースも多い。また、入り組んだ背景を持ち、簡単には「解消」しない場合もある。県民一人ひとりが正しい知識を身に付け、できることを継続して積み上げていくことが重要であり、そのために条例に基づく取組を着実に進めていく。